

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、
地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付
する。

令和 8 年 7 月 13 日

彦根市長 田 島 一 成



送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
植野商事 株式会社	令和 8 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書および納付書 (第 2 期分から第 4 期分まで)
千葉 一己	
石田 文夫	
張 欽国	
面村 隆雄	令和 8 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書